



いのちと健康

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
 TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
 URL <http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/>



金山南口での宣伝

雨の中 シンポジウム宣伝

愛知健康センターと名古屋過労死家族の会は、10月16日午後2時から金山総合駅南口で1時間にわたり、「11月の過労死等防止月間とシンポジウム」の案内・宣伝を行いました。

10人が参加し総選挙真ただ中の中、降りしきる雨にも負けず「過労死をなくす社会」「8時間働けば生活できる賃金」「大切な家族を亡くす遺族をださない」などを訴えました。最近増えている入社1年以内の若者の過労自死なども話題になりました。

当日は「毎日放送」の取材もあり、テレビカメラの回る中、行きかう市民にシンポジウムを伝えるプラカードを掲げました。

目次

シンポジウム宣伝行動	1
アスベスト総会	2
アスベスト 110 番	4
なくせじん肺キャラバン	5
働き方改革 9.23 シンポ	6
家族の会の要望書	7
新連載紹介・年会誌アンケート結果	8
シンポジウム開催のお知らせ	9
伊藤哲さんを偲ぶ会	10
総選挙を終えて	11
NHK記者の過労死	12
過労死等防止 110 番	13
裁判日程	14
エッセイ	15
当面の日程	16

第9回 アスベスト対策 愛知連絡会 総会

解体工事は

飛散防止対策を確実に!!

愛知民医連 事務局 川村 毅



アスベスト対策愛知連絡会第9回総会が、9月23日、労働会館本館2階会議室で開催されました。

総会前半は、旭労災病院の横山多佳子医師（健診部部長）を講師に「一般的な石綿疾患の健康管理について」と題して記念講演がありました。内容は次の3本立でした。

- 1、石綿関連疾患
- 2、呼吸器疾患の症状
- 3、日常生活で気をつけること

石綿は、20世紀に入り「奇跡の鉱物」として産業界で広く使われるようになり、同時に健康被害が広く知られるようになったこと、歴史は古く石綿肺はギリシア時代から知られていたこと、肺がんも1930年には知られていたこと、などを紹介されました。



記念講演講師 横山孝子医師

疾患の特徴として、石綿の種類やアスベストの輸入量と中皮腫死亡者数の動向など統計資料も示しながら、石綿の被ばくがあつてから症状が出るまで数十年の潜伏期間があるた

め、患者本人でもいつどこで被爆したのか不明な場合もあり、診断は学生時代のアルバイトも含めた職歴や育った環境などの問診が重要であると話されました。この後、呼吸器疾患の症状や日常生活において注意しておくべきことなどを話されました。若干の質疑の後、休憩をはさんで総会の議事となりました。

連絡会代表の渥美玲子弁護士（金山総合法律事務所）は、アスベスト労災認定については認定率が高い一方、問題は平成18年の3月に制度化された環境省が所管する労働者以外の人を対象とした救済制度で、医師が中皮腫であると診断しても「これは中皮腫ではない」と却下される場合が多い事などを紹介し、「アスベスト被害はこれからも発病が予想される中、国が認定を厳しくするなら運動がますます必要になってくる。引き続きよろしくお願いします」とあいさつされました。

続いて、鈴木明男事務局長が、「いしわた情報」の発行や「六番町駅の意見書」が出されたことなどを経過報告。引き続き被災者の掘り起こしと救済、石綿作業主任者の受講の推進、建造物の解体時の飛散防止対策を運動方針に加えました。その後、役員提案など総会議案の提案を行いました。

討論では、重工産業労働組合の土田征夫さんから、相談活動を通じて医療機関の受診の

推進を勧めた方からお礼の連絡があったエピソードや「電話相談会」の宣伝方法の提案がありました。

名古屋労災職業病研究会の成田博厚さんは「アスベストの疾患は、被爆から数十年後に発症する。現在40歳で18歳から建築の仕事に就いていた方から相談を受けた事例がある。当時はまだアスベストが禁止されていなかったため、今後こうした若い方からの相談が続くことが予想される。前日にNHKニュースでも報道されたが、ニチアスの国家賠償訴訟で、ニチアスに勤めていた方の遺族が国家賠償訴訟を提起して和解が成立した。(岐阜版の中日新聞では大きく取り上げられたが、愛知では、載らなかった) 企業と和解が成立していても、補償は国と企業で折半することが決まっているので、国賠訴訟を起こせばこれまでの相談活動の中にも対象となる方があると思う」と発言されました。

建交労の石村ひろ江さんからは、毎年10月のはじめの全国労働衛生週間にあわせて全国一斉に要請行動「なくせじん肺全国キャラバン」を実施しており、愛知では10月4日に愛知労働局始め中部運輸局、愛知県などに要請し、愛知県庁前で宣伝行動を行うこと、18日に院内集会、19日に国会要請を行うことが報告され、署名活動への協力要請がありました。

高木弘己医師（みなと医療生協かえ診療所所長、保険医協会、愛知民医連）は、この1年間でアスベスト関連肺疾患が5人いたことを報告されました。しかし、80～90代の高齢者は曝露を証明するために出身地の広島や岡山まで行きたくない、もう高齢だから申請しなくてもいいと消極的だそうです。先生は医師として被災者本人を説得する苦勞を話されました。

また別件で、自宅に隣接するビルの解体工事での出来事を紹介されました。解体現場の方に「アスベストの問題とかありますよね」と話をしたら、「アスベストは使っていない」と言うので、ビルの建築年代からアスベストが使用されている可能性が高いということ、長年、アスベスト肺疾患の問題に携わってきた医師であることを伝えながら、現地調査の申し入れをしました。その結果、専門家も入って調査を行うことができ数カ所からアスベストが検出されました。解体業者は、アスベストについての意識がある一方、発注側の認識が無い場合がほとんどであることが、このことを通じて思い当たり、引き続き、アスベストの被ばくについて、広く知らせていく運動が必要であることを強調されました。

最後に鈴木事務局長から、討論のまとめを受けた後、運動方針などを採択して総会を終了しました。参加者は31名でした。



記念講演を熱心に聞く参加者達

全国一斉 アスベスト電話相談

重工産業労働組合 愛知支部 土田征夫



アスベスト電話相談は重工産業労働組合・全造船三菱支部・JMITU住重等造船関連の諸団体が毎年一緒に取り組んでいます。今年度は9月30日と10月1日の2日間に行いました。

今までに名古屋では企業補償や労災申請など、それなりの効果を上げていていると思っています。昨年度は東京と岡山で労働災害を認定することができました。

寄せられる相談数は年度により変化しますが、その要因はNHKのTVニュースで取り上げられるか否かにあります。今年度もお昼の放送直後からベルが鳴り続けました。二日間では名古屋地区で34件。全国では144件の相談が寄せられました。

厚生労働省からアスベスト製造に従事していた人たちへの国家賠償に関する通知が出たこともあり、関連した問い合わせがあったことが特徴的でした。一般的なアスベストへの不安感から、建築物解体時の粉じんへの心配なども例年、多く寄せられてい

ます。現在通院中で医師からレントゲンやCTでアスベストが認められると言われていても、石綿健康管理手帳の申請や労災申請に至っていない人からの相談が複数あったことは驚きでした。医療機関が申請方法を知らないことは大きな問題だと感じました。使用中の建物にアスベストが含まれているか調査したいがどこへ連絡すれば良いのか、検査は有料かなどの相談には手元に詳細な資料がないため不十分な受け答えしかできなかった事は今後の反省材料でした。今回の相談内容の中には医師の説明に納得できないとか不信感を表している人もあり、専門の医療機関を教えて欲しいとの問い合わせもいつも通りに多くありました。

石綿健康管理手帳が必要な人たちには私たちが同道して申請に出かけたり、労災に該当すると思われる人たちには継続して相談相手になればと思っています。

厚労省 アスベスト提訴促す通知を送付

厚労省は10月2日、アスベストを扱う工場などで働いて健康被害を受け、国家賠償を受け取ることが出来る可能性のある約2300人に対し、国賠訴訟を促す通知を送ると発表。まず、労災認定され、各労働局で名前や住所が判明している756人に送付しました。

対象者への直接送付は2014年の泉南アスベスト国賠訴訟の最高裁判決で確定した国の責任を果たす一環として、各地の「いの健」センター、じん肺キャラバン、弁護団などが強く求めていたものです。しかし、佐賀県労働局以外の各県労働局は「厚労省の指示がないと出来ない」と実施せず、5月9日に全国センターが厚労省に要請し、その後、倉林明子参議院議員の厚生労働委員会の質問に、大臣が送付を約束しました。

厚労省によると、対象の詳細は

- ①1958年5月～71年4月にアスベスト工場で働き、中皮腫、石綿肺、肺がんなどのアスベスト関連疾患で労災認定された人(1356人)
- ②石綿によるじん肺管理区分決定書(管理2-4)で、同期間アスベスト工場で働いた人(958人)としています。

厚労省は、順次連絡先を調べ送付していくとしています。損害賠償の請求には時効があります。徹底した周知が緊急の課題です

第28回なくせじん肺全国キャラバン

中部ブロック愛知の行動

建設交運一般労働組合（建交労）愛知県本部副委員長 石村ひろ江

1990年に始まった『なくせじん肺全国キャラバン』は、今年で28回目を迎えました。じん肺とアスベスト被害、全ての労災職業病根絶の運動をさらに前進させるために、目標を掲げ、10月2日から全国47都道府県すべてにおいて10月19日まで様々な運動を展開しました。

愛知県内では、10月4日国交省・中部地方整備局の要請において、冒頭にトンネル工事に携わり、じん肺に罹患した患者・家族にお見舞いが述べられました。そして『私たちの提言』については「じん肺全国訴訟を真摯に受け止め、労働安全対策の任務を含め、じん肺対策実施に努めていきたい」と回答され、組合側から『じん肺根絶』運動の歴史や『じん肺基金制度』ができない現状、現場で8時間労働が実施されていない実態を説明し理解を求めました。

アスベスト使用建築物の解体工事については、「厚生労働省策定のマニュアルに基づいて飛散防止に努めている」と回答。要請団は「熊本震災後のように、全国どこで巨大地震が発生するか分からない状況にある。大地震に備えて一歩でも前に進めてほしい」と要請しました。

その後の労働局要請では、「じん肺管理区分決定状況について、公表のための資料は作成していない」と、口頭で決定者数が健康課より報告されました。

また、「1日の労働時間に関して、労働者の健康確保の観点から1日8時間労働にしてもらうのが望ましいと指導している」として、静岡労働局のように「あくまでも1日8時間、週40時間で36協定は臨時のもの。これは揺ぎ無いもの」というような踏み込んだ回答ま

では得られませんでした。局側から5名が対応され、要請側は愛知健康センターと建交労の12名が参加しました。

終了後、官庁街が昼休み休憩の時間に『アスベスト・じん肺などの根絶』を県庁前で訴え、チラシを配布しました。

午後からは県の要請で、最初に労働福祉課より「7団体から要請を受けている。じん肺により今なお多くの方が苦しんでおられる。一刻も早く解決しなければならない。そして被害の根絶と被害者の早期救済を目指し、長きにわたり活動してこられた皆様方のご努力そしてご尽力に深く敬意を表する」と挨拶がありました。

アスベストが全国の公営住宅に使用されていることが、今年7月の新聞で報道されたことで、公営住宅の状況調査については、入居者使用部分に使用されていた住宅は2住宅、いずれの住宅も昭和63年度にアスベスト除去工事を実施済みとのことでした。

アスベストの状況調査結果については、「今年6月に記者発表を行い、WEBページでも公表し、県庁内に相談窓口を設置した」と回答されました。労働課・環境部・建設部から11名が対応されました。



労働局での要請

10月18日、キャラバンを終えた全国の仲間たちが東京に集結し、北海道から九州までの8ブロックから、キャラバンの

取り組みや成果が報告されました。今回の報告からも『全国キャラバン』を軸にした運動の積み重ねで確実に前進してきたことが感じられます。最後に全国で闘っている5訴訟の原告から決意表明がされ、今年の『全国キャラバン』は終了しました。

「働き方改革」を問う

シンポジウム『人間らしい生活と労働の保証を』

事務局員 中村 一三

9月23日、名古屋・栄のガスビルにおいて、『人間らしい生活と労働の保証を』を課題にしてのシンポジウムが、「労働法制反対実行委員会」と「人間らしい生活の保障を求める共同行動実行委員会」の共催で開催されました。私たち愛知健康センターも、愛労連、コミュニティユニオン東海ネットワーク、東海労働弁護団などで構成する「労働法制反対実行委員会」に参加し、集会の成功のために尽力してきました。集会には主催者の予想を上回る150名ほどの人が参加し、熱気を帯びた集会になりました。

シンポジウムではまず日本労働弁護団幹事長の棗弁護士の講演を受けました。棗弁護士は約40ページにも及ぶレジュメを用意されたのですが、持ち時間の関係で要旨しか発言できなかったことは残念でした。棗弁護士は、第2次安倍内閣の規制緩和路線の下での労働諸法制の改悪の歴史、労働時間の上限規制、高度プロフェッショナル制度などの労働時間規制の緩和、安倍首相の言う「同一労働同一賃金」なるもの、解雇の金銭的解決法などの問題点を簡潔に説明されました。そして、最後に労働法制改悪の問題を「総選挙の最重要争点」にして、「真の『働き方改革（使用者側に対する規制強化政策）』を実現するために行動し、運動しよう」と呼びかけられました。



棗弁護士の講演

続いて各職場、当事者からの報告がありました。有期雇用労働者、ブラックバイト、福祉、医療・看護、運輸などの各職種の労働者が身をもって体験している悲惨な労働の現実を報告しました。その一つひとつが身につまされる報告でした。

中部電力で息子さんが過労自死の労災認定裁判を闘っている吉田典子さんからの報告でした。吉田さんは息子さんがわずか入社7か月での突然の死に驚き、何としても真相を知りたいという思いで必死に調査しました。その中で明らかになった中電の過酷な働かせ方の数々（新入社員への過重な任務付与、上司の無指導・人格を否定するような非難・恫喝）そして労災隠しのための数々の悪行（パ



感動の訴え 吉田さん

ソコンの隠蔽、携帯の破壊など）を切々と語り、裁判への支援を訴えました。吉田さんの訴えは参加者の心を揺り動かし、コメントを求められた棗弁護士が涙ぐみ絶句するほど

でした。

最後に参加者は次期国会に上程されるだろう労働法制の改悪案を廃案にすることを意志統一しました。その後、矢場公園に場所を移し、再度集会を開いたのち、栄周辺を元氣よくデモ行進しました。

教員の働き方改革

「過労死を考える家族の会」が意見書を提出

事務局次長 高垣英明

働くものの働き方が重要な問題となっている中で、教員の労働のあり方について文科省においても議論がなされるようになってきました。愛知県においては、過労死防止大綱を念頭においた「教員の多忙化解消プラン」が出されましたが、国レベルでは「学校業務の効率化」については議論されるものの、教員の過労死などを防止するという観点からの議論にはなりません。教員の働き方の改革は次の二点で大きな意味を持ちます。

1. 過労死防止大綱を実現するにあたってきわめて重要であること。
2. 未来の労働者の働き方を決めていくという点で重要であること。

私たち愛知健康センターはこの2つの観点から教員の働き方改革に大きな関心を持っております。

この8月中央教育審議会の特別部会において、学校における働き方改革について提言が出されました。今回の緊急提言の中では、「教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき、教育の質を高められる環境を構築することが必要」という日本のすべての教職員が一番強く求めていることを挙げたうえで、「授業改善をはじめとする教育の質の確保・向上や社会での活動を通じた自己研鑽の充実の観点からも、学校教育の根幹が揺らぎつつある現実を重く受け止めるべきであり、学校における働き方改革を早急に進めていく必要がある。」という「働き方改革」の目標が提起されています。

今回の提言を受けて全国過労死を考える家族の会では、10月2日に意見書を提出。この中で「過労死等防止大綱の流れに沿ったものになっている」として、「実現への期待をしている」と述べています。要望事項は次の3点です。

1. 勤務時間把握

2. 周知義務の徹底
3. 教員に特有の給与制度の改正

新任教員への支援(精神疾患の予防など)、教員1人あたりの担当授業数の軽減、部活などの抜本的見直しとなっています。この中で、「法に基づく労働安全衛生体制の未整備は法令違反」として、周知義務の遵守をまとめています。労働安全衛生法の周知は事業主の罰則付きの義務なのだという点を、全産業の労働者と共有していきたいと思えます。

現在、問題になっている教職員の働き方は単に一つの職種の労働問題でなく、「教科書問題」「いじめ」「子どもの貧困」「入試制度」など多くの教育の問題の中の根幹の問題であります。そのことが今回の提言で明らかにされたことと位置づけることができると思えます。

教員の働き方については今後とも、多くの関係者と共同して動きを作っていきたいと思えます。

働く娘を見て、教員の働き方改革を思う

鈴木利往

娘は、4年生の担任です。指導の週案、10年研修のレポート、クラスの生徒同士のトラブルの対応、保護者への対応、そして給食数報告の事務作業等で、帰宅時刻は、午後8時過ぎ。11時間のインターバルも怪しく翌朝出勤していく。夜は子どもを寝かしつけてから、教材研究に取りかかる。手書きした原稿を見ながら私が文書の入力、採点等を手伝っている。とてもやりきれない。しかもほぼ毎日。作業量が多い時は私の作業終了時刻は、深夜に及ぶことも。私が思うに、教員の働き方改革は、クラス人数を、せめて欧米並の、二十数人にすべきと思う。安倍首相は消費税を教育に投資すると言っているが、本当に教員の労働を考えるならば、クラス全員に目が行き渡るには35名では多すぎる。

猿田正機理事長による連載が始まります

編集部

3年にわたる精神科医師古水克明先生による連載「働く者のメンタルヘルス」は大変好評をいただきました。

次の連載に私たちの働き方にかかわるテーマで猿田中京大学名誉教授にお願いしました。猿田さんはトヨタの働き方研究・北欧の社

会保障制度・日本の福祉社会など、幅広い分野で活躍されています。また研究だけでなく実際の労働現場に入り込んで、運動の先頭に立って活躍されています。

新連載にご期待ください。

猿田正機さんのプロフィール

1944年生。

中京大学経営学部教授を経て、現在「名誉教授」

「トヨタシステムと労務管理」など、トヨタの働き方研究の第1人者。

スウェーデンに長期滞在、「福祉国家、スウェーデンの労使関係」など著書多数。

「三輪労災支援する会会長」など運動にも積極的に参加。

現在、「愛知働くものの命と健康を守るセンター」理事長
最新著書

「トヨタ研究から見えてくる福祉国家の社会政策」



全面カラーの年会誌はいかがでしたか？

総会でお渡しした年会誌はいかがでしたでしょうか(総会不参加の会員の皆さんには総会資料と一緒に送りました) 昨年の主なテーマを特集とし、愛知健康センターの一年の取り組みを紹介しています。初めて全面カラーにしたこと、ページ数を50ページに抑えたことなど例年と大きく様変わりしており、手に取られた感想はいかがだったでしょうか。

年会誌についてアンケートを行ったところ多少のご意見をいただきました。ご紹介します。

- ・裁判支援のたたかいが参考になった。
- ・「働らき方改革を切る」が読み応えあった。
- ・落語風座談会を自分の過去を懐かしく思い起こすことができた。
- ・「流行語大賞」や「サラリーマン川柳」は面白い企画。
- ・年会誌で1年のまとめを見ると自分の問題意識を確認できる。
- ・裁判闘争のまとめは重要。1年の記録として作成すべき。毎年残してほしい。
- ・支援の資料は大切な記録。毎年続けてほしい。
- ・裁判支援のたたかい。裁判別に資料としてまとめておくと問題がない。
- ・エッセイコーナーは特に必要ないのでは。
- ・エッセイが良かった。
- ・知った人の名前が出て楽しく読んでいる。木村さんのエッセイは健康センターの趣旨に合致している。
- ・奥付は必ず本文にしてください

国を動かした過労死をなくす取り組み

長時間・過重労働で命を奪われ、大切な家族を失った遺族が悲しみを乗り越えて、1989年に「過労死を考える家族の会」を結成。「家族の会」の過労死をなくす取り組みは「過労死等防止対策推進法」を制定させ、過労死防止の調査・研究、「過労死等防止シンポジウム」の実施、学生への「啓発授業」など厚生労働省主催の行事として取り組まれるようになりました。

「過労死等防止対策推進シンポジウム」が開かれます

岐阜会場

11月13日(月) 13:30 開会 ワークプラザ岐阜
「職場のメンタルヘルス対策～健康で元気に働き続けるために～」
櫻澤 博文 氏(会社社長、医師)
「家族の会」報告 吉田典子さん

愛知会場

11月28日(火) 13:30 開会 名古屋国際センター別棟
「過労死等防止対策白書の説明」 厚生労働省
「保健予防福祉学の立場から」 山崎 喜比古 氏(日本福祉大学教授)
「エンマの願い」 桂 福車(過労死問題をテーマにした落語)
「家族の会」報告 大迫恵子さん

三重会場

11月30日(木) 18:00 開会 四日市商工会議所ホール
「労働時間と急性心筋梗塞：科学的エビデンスから考える」
笠島 茂氏(三重大学大学院医学系研究科・医学部教授)
「エンマの願い」 桂 福車(過労死問題をテーマにした落語)

11月は「過労死等防止啓発月間」です

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国48会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

※「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

伊藤左紀子さんに岐阜市長が謝罪

事務局員 吉川正春

岐阜市役所の公園整備課長だった伊藤哲さんは上司のパワハラと過重な業務で自殺されました。岐阜地裁、名古屋高裁で公務災害と認められました。9月18日、岐阜市の居酒屋ホールで、「伊藤哲さんをしのぶ会」と公務災害勝利報告集会が行われました。



哲さんの写真を手に左紀子さん

60人くらいの参加者でしたが皆さんすべてが心から喜んでいました。特に長い裁判を仕切ってきた笹田弁護士、岩井弁護士、綴喜弁護士は満面の笑みでした。

参加者全員が伊藤哲さんをしのび裁判闘争を振り返ってあいさつしました。議員さんや労働組合、伊藤左紀子さんを取り巻く多くの仲間の一言一言は10年に及ぶ長さを忘れさせる気持ちのこもったあいさつでした。

伊藤佐紀子さんは皆さんへのお礼と同時に、岐阜市長が自宅を訪問し、哲さんの仏壇に手を合わせ謝罪したことを報告しました。そして哲さん命日に過労死等防止週間を設けるなどの話があったことが紹介されると、参加者の大きな拍手で

包まれました。

参加者の皆さんの発言はどなたも温かく心温まるものでした。そして左紀子さんの「過労死をなくす取り組みに役立ちたい」との言葉に心強く感じました。

司会進行は岐阜労連事務局長平野竜也さんが担当されました。

伊藤左紀子さんからのメールを紹介します

今日(10月3日)、人事課長と係長が訪問し、かねてから相談していた過労死対策案の報告がありました。全て11月1日付で実施されますが、但し、4と5に関しては、予算が掛かるので来年度からの実施になるとの事です。なお、岐阜の過労死シンポジウムに於いて岐阜市役所の人事課長に説明して頂くことになりました。

10月3日岐阜市行政部からの回答

これまでの取り組みに加え、更なる対策を着実に実施し、良好な人間関係や風通しの良い職場環境の構築に努めてまいります。

1. これまでの取り組み(メンタルヘルス研修、ハラスメント相談員、長時間対策など)
2. 今後の新たな取り組み
 - (1) 過労死等防止啓発月間(11月)中、伊藤さんの命日を含む2週間を「岐阜市過労死等防止強化週間」として全庁的に取り組む
 - (2) 岐阜市過労死防止等対策会議を設置

所属部長等からなる安全衛生の責任者や産業医で構成する。全庁的な視点で意識の浸透を図る。全職員を対象とするアンケートを実施する。

- (3) 新たに係長を対象のハラスメント研修を行う
- (4) 組織全体の労務管理に関するコンサルティングを行う。
- (5) 外部カウンセラーの派遣。訪問体制を整備する。

選挙が終わって

事務局員 近森泰彦

昨夜開票が始まるとほぼ同時に出口調査に基づく各党の当選者数がTV画面に表示された。開票が進みこの予測の正確さに驚いた次第。自公政権で議会の三分の二以上を占め分裂した野党は敗北を喫した。

首相は9条改憲にむけ「希望の党、日本維新の会、さらには立憲民主党、無所属の方に賛成していただく。大きな多数派を形成できるように努力したい」と話した。これに対し、野党第一党となった立憲民主党の枝野代表は「集団的自衛権の行使容認を追認するような憲法改正には反対」と明言。公明党の山口代表は「野党第一党の理解を得て合意することが大事だ」と述べ、希望の党代表の小池氏は「自民党と進めるものではない」と一線を画した。(10月23日、中日夕刊) 有権者の多数は憲法改正にも原発にも反対しているが投票で重視した政策は教育子育て、北朝鮮問題、消費税増税の順に続き、4位に憲法への姿勢となっている。(23日中日朝刊)

自民党の小泉進次郎氏はTVで「野党が統一していれば勝てなかった」と語った。今回の選挙で前回の参議院選挙時に大きな効果を発揮した市民と野党の共同をさらに前進させることに成功していたならば違った結果を生んでいたことは確実である。

愛知では15選挙区のうち4選挙区(1区、3区、5区、7区)で共同が実を結んだ。1区では、共産党と社民党は自党の候補を下ろして立憲民主党の吉田候補当選のために奮闘、私も皆さんと一緒に街頭に立って応援演説など行った。

ママの会、不戦ネット、革新懇はじめ無党派の市民が力を合わせたことは今後に引き継ぐ大きな財産だ。

愛知はトヨタや中電など大企業の労働組合(カンパニーユニオン)の反共主義が共同に対する壁となった。「連合」は反共主義に基づき労働者・市民の思いから外れた排外的な

「一枚岩の結束」をいつまで固持できるのか? 「電力労連」は原発推進のエンジン役を担い電機、鉄鋼、造船・重機はじめ原発関連企業労組を束ねているが高まる反原発の声に逆らう役割を果たし続けられるのか? 東芝は安倍政権の原発推進に飛びついて経営破綻に直面し、存続さえ危ぶまれ、労働者に対する過酷なリストラで窮地を切り抜けようと画策している。

電力の縛り、束縛からはなれ原発をなくす方針を打ち出した立憲民主党に期待するところ大である。

ところで、労働組合との連携が地域で希薄になっていることに危惧を感じている。今回の選挙で私も地域の運動に参加してこの事を強く感じた次第である。労働組合は職場にとどまらず生活者の立場から企業や自治体に対する地域での運動に加わり、リードするという大きな役割を担うべきではないか。先の国会で地方自治法が改正され、住民の暮らしに密着した窓口部門の民間委託を可能にした。

かつて、「住民の幸せなくして自治体労働者の幸せはない」と運動した自治労連、このことによって生じる問題点を地域にでて解明するとともに、運動を共にしてほしいと願っている。市民の共同を広げることが大事な課題ではなかろうか。

健康センターも同じように職場の安全・健康と一体のものとして地域の安全・安心を築く取り組みを市民の方々と共同して進める方向に舵を切ることが大事だと思っている。

教育の現状をみつめ、憲法25条を抛り所にするセンターの果たす役割は大きい。

10月23日 記



NHK記者31才が過労死

情報はオープンに、弱い立場の人が守られるように。

事務局員 今枝 正昭

NHK記者佐戸未和さん(31才)が月159時間の時間外労働でうつ血性心不全を発症、2013年7月に死亡しました。14年5月、すばやい判断で労災に認定されていたことが、NHKのニュースで報道されました。過労死と労災認定から3年間、局内で、未和さんの労災は語られることがありませんでした。働きかたも変わりません。「働き方改革の徹底を図るため、過労死の事実を全職員に伝え、外部に公表することが必要」と遺族が決意され発表の運びとなりました。遅れたNHKの発表。遺族、弁護士それぞれの思いが大きなニュースになりました。

2017年4月NHKは報道記者の仕事の考え

方を改め、働き過ぎにならないよう、記者の仕事に「専門業務型裁量労働制」に改めたといひます。

労働者を安い賃金で長い時間働かせたい経営者です。“名ばかり管理職”、“名ばかり店長”がまかり通ります。残業代は出さない。長時間の残業もノルマ未達成と責任転嫁。こんな身勝手な企業経営が許されてはなりません。高度の専門職は時間のしぼりを除外する。残業代ゼロ法で、過労死しても、自己責任。労災の適用はありません。“世界一企業が活動しやすい国づくり”を目指す政府自民党のねらいがすけて見えるような“NHKの乱”でした。

本から聞こえる命の叫び

「人間らしく働く 愛知健康センターものがたり」

宮崎脩一・今枝正昭 共著

職場にひとりNPO愛知健康センターの会員がいる。働く現場、すぐ届く所この一冊がある。

この1冊が、あなたに手をさしのべている。

新しいチラシができました。

これを活用して、書籍「人間らしく働く 愛知健康センターものがたり」を広めてください。

「過労死でしよう、聞いてあげてあげませんよ」と、娘死に立ち会ったお母さんが書いた、このような書き方が現実にあるのかと愕然としました。被害者を知るだけでは分からない、事実が、本の中からくまりと見えてきました。

人生経験のある人がまず読んで、「自分の子どもや孫はどんな働き方をしているのか」と見守っていかねければ、もちろん、若い人にこそ読んでもらい、自分の働き方に関心をもってほしいものです。

—読者からの便り—

はじめに
第一章 2つの事件に見られるドラマ
村山貴紀さん、藤 照輝さん
第二章 遺族の声
鈴木美穂さん、原田美和さん、岩田真由美さん、森 香子さん
第三章 労災事故に出会った時どうするか
第四章 労災制度の問題点と政策の提案
第五章 資料

※お申し込みは、
ご記入の上FAXにて
お申し込みください。

F A X : 052-883-6983 愛知健康センター

愛知健康センターが知る「これまで」と「これから」のものがたり

人間らしく働く 愛知健康センターものがたり
今枝正昭 宮崎脩一 共著 価格：1,500円(税込)+送料

注文書	お名前	注文冊数	冊
	住所 市		
	電話		

長時間労働 パワハラ うつ病など 一人で悩まず、先ず電話！！

11月23日 「いのちと健康・過労死 110番」

NPO愛知健康センターは、

「いのちと健康・過労死 110番」を毎年勤労感謝の日に
電話相談を行ってきました。

今年も「勤労を感謝し合う」日にふさわしい行事として
取り組みます。

毎年11月は過労死等防止啓発月間です

過労死等防止対策推進法は施行後4年目を迎えました。

しかし、過労死で倒れる不幸は後を絶ちません。

働く人の人権を無視したブラック企業が若者たちの
いのちを奪い、大問題となっています。

労働基準法32条で定められている

1日8時間、週40時間を徹底して職場の若者たちを始め
すべての労働者が長時間労働やパワハラによって

健康を損ねたり使い捨てされない「真の働き方改革」を実現しよう。



※ 相談は産業カウンセラー、安全衛生推進者らに対応します。労働弁護団も協力します。

お近くのセンターにお電話ください

愛知健康センター（名古屋）

052-883-6966

午前10時～午後5時

一宮地域健康センター

0586-23-6671

午前10時～午後2時

安城暮らしと健康ネットワーク

0566-98-6932

午前10時～午後4時

愛知健康センター

E-mail アドレス

inoken-aichi@roren.net

連絡先：〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館 本館306号
NPO法人 愛知健康センター

裁判の進行状況と、支援する会の活動をお知らせします。

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

<p align="center">岩永労災認定裁判</p> <p>業務中の災害(片眼失明に伴う心因反応)に対する労災認定を求める行政訴訟。 (原告:本人、被告:国)</p> <p align="center">11月16日(水) 10時30分</p> <p align="center">弁論準備</p> <p align="center">名古屋地裁 201号法廷</p>	<p align="center">岡崎商業高校教諭公務災害認定裁判</p> <p>長時間労働により過労死。名古屋地裁判決を不服とし、被告(国)が控訴。</p> <p align="center">11月27日(月) 13時10分</p> <p align="center">控訴審 <input type="checkbox"/> 口頭弁論</p> <p align="center">名古屋高裁 1001号法廷</p>
<p align="center">やまぜんホームズ大迫労災認定裁判</p> <p>過労とパワハラで自死。労災認定を求める行政訴訟(原告:妻、被告:国)</p> <p align="center">11月27日(月) 13時30分</p> <p align="center">口頭弁論</p> <p align="center">名古屋地裁 1103号法廷</p>	<p align="center">トヨタ社員労災認定裁判</p> <p>トヨタ自動車技術社員が過重労働と上司のパワハラでうつ病を発症し自死。(原告:妻、被告:国)</p> <p align="center">11月27日(月) 14時30分</p> <p align="center">弁論準備</p> <p align="center">名古屋地裁 1103号法廷</p>
<p align="center">加野青果社員損害賠償請求裁判</p> <p>加野青果社員であった娘さんが、先輩からのパワハラを受け夜中に先輩からの電話により慟哭、翌日自死。労災は認定されたが、加野青果と先輩社員に損害賠償を求め提訴。名古屋地裁不当判決後、名古屋高裁へ控訴。 (原告:母親、被告:加野青果・社員)</p> <p align="center">11月30日(木) 13時10分</p> <p align="center">控訴審 判決</p> <p align="center">名古屋高裁 1001号法廷</p>	<p align="center">宇田川アスベスト労災認定裁判</p> <p>淑徳高校教諭宇田川先生が校舎改造工事に伴いアスベストの飛散を受け被曝し、中皮腫で死亡。 (原告:妻、被告:国)</p> <p align="center">12月5日(火) 14時45分</p> <p align="center">控訴審 <input type="checkbox"/> 口頭弁論</p> <p align="center">名古屋高裁 1004号法廷</p>
<p align="center">市バス運転士山田損害賠償請求裁判</p> <p>公務災害は認定されたが、名古屋市と名古屋市交通局に対し、謝罪を求めて提訴。 (原告:両親、被告:名古屋市・名古屋市交通局)</p> <p align="center">12月13日(水) 10時30分</p> <p align="center">口頭弁論</p> <p align="center">名古屋地裁 1103号法廷</p>	<p align="center">寺井土木関岡労災認定裁判</p> <p>工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死。(原告:妻、被告:国)</p> <p align="center">12月13日(水) 15時30分</p> <p align="center">結審</p> <p align="center">名古屋地裁 1103号法廷</p>
<p align="center">中部電力新入社員労災認定裁判</p> <p>入社四ヶ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七ヶ月で自死。 (原告:母親、被告:国)</p> <p align="center">12月18日(月) 10時00分</p> <p align="center">弁論準備</p> <p align="center">名古屋地裁 1103号法廷</p>	<p align="center">十六銀行社員労災認定裁判</p> <p>入社した年の12月に、人員削減による業務多忙(仕事関係の資格取得準備)と上司のパワハラにより自死。(原告:父親、被告:国)</p> <p align="center">2018年1月18日(木) 11時30分</p> <p align="center">弁論準備</p> <p align="center">名古屋地裁 201号法廷</p>
<p align="center">豊通損害賠償請求裁判</p> <p>心臓障害1級社員で、子会社・豊通鉄鋼販売から親会社・豊通へ逆出向。ベトナム出張中につづ病を発症。帰国して休暇で療養中に、社長から、直接電話で、無理な転勤(新潟か仙台)を伝えられ、名古屋市内の単身赴任先で自死。 (原告:妻、被告:会社)</p> <p align="center">10月18日の法廷は延期され、次回開廷予定日は未定</p> <p align="center">弁論準備</p> <p align="center">名古屋地裁 201号法廷</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p align="center"><お知らせ> 11月23日(祝) 過労死等電話相談110番</p> <p align="center">(5名の産業カウンセラーの方の参加が予定されています。)</p> </div> 

小さな花束飾ってみませんか？

伊佐間佳子

今から5年位前、心の中に大きな喪失感と絶望感そして誰に対しても嫌悪感が沸いてしまっていたことがありました。仕事に行けば人の目もあり普通に過ごせるのですが、仕事が終わり家に戻ると、どうしようもないくらいの苛立ちが沸いてきてしまうのです。

だからと言って家の中で暴れる訳にも行かず、どうしたら自分を落ち着かせることができるのか悩んでいたとき、スーパーの花売り場でピンクのスプレー薔薇と黄色のオンシジュームの花束を見かけました。昔から母の影響で花は好きだったのですが、なかなか自分で買うことはしませんでした。その日は花束がとても欲しくなり、買って帰りました。

花束に合う花瓶がなかったので、使っていない真っ赤なコーヒーポットを引っ張り出し、花を入れました。そしてそのコーヒーポットをキッチンカウンターの隅に置き、食事を作る時も居間にいる時も見えるようにしておいたのです。

それから数日経ち、花を飾った事でそれまで感じていた苛立ちが落ち着いていることに気がつきました。自分にとって花は心を落ち着かせる鎮静剤だと思い、頻繁に買うようになりました。

今のお気に入りの花屋さんに巡り合うまで、いろんなお店に行きました。花屋さんも色々あって、いつも同じ花しか置いていない・値段の張る花ばかり置いてある・こちらの話や殆ど聞いていないなど、あまり自分にあつた花屋さんが見つかりませんでした。花を買うようになって1年半、ようやく今のお店と巡りあいました。

開店まもない小さな花屋さんでしたが、私のイメージに合う花束を手際よく作ってくれたうえに、物腰の柔らかい店員さんの態度や言葉づかいも気に入り、それからは毎週水曜日に「おまかせ」で小さな花束を2つ作ってもらっています。

お花を買ってもお腹は一杯になりませんが、一週間位経つと枯れてしましますが、この小さな贅沢が私にとっての唯一の癒しになっているので、これからも続けていきたいと思っています。



カーネーション(誇り・気品)



オンシジューム(可憐・清楚)と
スプレーバラ(感謝・温かい心)

あなたも小さな花束飾ってみませんか？

11月・12月の日程

(1月の日程を一部含む)

月 日	曜日	時刻	事 項	場 所
11月4日	(土)	13:00	2017憲法公布71周年 愛知県民のつどい	刈谷市総合文化センター
		14:00	大迫さんの労災認定を支援する会総会	津島民商2階会議室
11月5日	(日)	10:30	「ホームに可動柵を！」街頭署名活動	金山総合駅
		11:30	過労死等防止対策推進シンポジウム街宣行動	金山総合駅
11月7日	(火)	18:30	栄総行動実行委員会	
11月9日	(木)	9:50	全国過労死を考える家族の会厚労省・基金要請行動	東京
11月10日	(金)	9:00	全国過労死を考える家族の会総会	東京
		14:00	愛知アスベスト対策事務局会議	愛知健康センター事務所
		18:30	労安学校実行委員会	愛知健康センター事務所
11月13日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		13:30	岐阜過労死等防止対策推進シンポジウム	ワークプラザ岐阜大ホール5F
11月15日	(水)	8:00	第88回栄総行動	
		13:30	愛知過労死等防止対策推進シンポジウム実行委員会	水野幹男法律事務所
			全国センター理事会	東京
11月16日	(木)	10:00	岩永労災認定裁判裁判	名古屋地裁201号法廷
11月17日	(金)	18:30	レーバーノーツ交流会	全港湾名古屋会館ホール
11月19日	(日)	10:00	パワハラを考える集い(三重)	南勢ユニオン
11月20日	(月)	16:00	過労死等防止対策推進シンポジウム街宣	金山総合駅
11月23日	(祝)	10:00	過労死等いのちと健康電話相談110番	愛知健康センター事務所
11月24日	(金)	10:00	関岡弁護士会	
11月27日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		13:10	岡崎商業高校教諭公務災害認定裁判(控訴審)	名古屋高裁1001号法廷
		13:30	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
		14:00	トヨタ社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
11月28日	(火)	13:00	愛知過労死等防止対策推進シンポジウム	名古屋国際センター別棟ホール
11月29日	(水)	13:20	悪徳社労土木全裁判	名古屋地裁1102号法廷
11月30日	(木)	13:10	加野青果損害賠償請求裁判 判決	名古屋高裁1001号法廷
		18:00	三重過労死等防止対策推進シンポジウム	四日市商工会議所 ホール
12月5日	(火)	14:45	宇田川アスベスト裁判(控訴審)	名古屋高裁1004号法廷
12月7日	(木)	11:30	悪徳社労土木全裁判	名古屋地裁1102号法廷
12月8日	(金)		全国センター総会	東京
12月9日	(土)		地方センター交流集会(全国センター主催)	東京
12月10日	(日)	10:30	「ホームに可動柵を！」街頭署名活動	金山総合駅
12月11日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
12月13日	(水)	10:30	市バス山田損害賠償請求裁判	名古屋地裁1103号法廷
		15:00	寺井土木・関岡労災認定裁判(結審)	名古屋地裁1103号法廷
12月18日	(月)	10:00	中部電力新入社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
12月20日	(水)	10:30	豊通労災認定裁判(証人尋問)	大阪地裁809号法廷
12月25日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
1月8日	(祝)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
1月10日	(水)	18:00	判例研究会	水野幹男法律事務所
1月11日	(木)	18:30	愛知健康センター理事会	労働会館2階会議室
1月17日	(水)	13:30	悪徳社労土木全裁判(原告証人尋問)	名古屋地裁1102号法廷
1月18日	(木)	11:00	十六銀行員労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷